

平成28年 5 月臨時会

# 宮古地区広域行政組合議会会議録

平成28年 5 月 31 日 開会

平成28年 5 月 31 日 閉会

宮古地区広域行政組合



宮古地区広域行政組合告示第11号

平成28年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年5月24日

宮古地区広域行政組合  
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 平成28年5月31日（火）午後1時
- 2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場
- 3 付議事件
  - (1) し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
  - (2) 財産の取得に関し議決を求めることについて
  - (3) 財産の取得に関し議決を求めることについて
  - (4) 財産の取得に関し議決を求めることについて



平成 2 8 年 5 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

平成 2 8 年 5 月 3 1 日（火曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

- |       |            |  |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第 2 | 会期の決定      |  |
| 日程第 3 | 報告第 1 号    | 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号    | し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて                           |
| 日程第 5 | 議案第 2 号    | 財産の取得に関し議決を求めることについて   |
| 日程第 6 | 議案第 3 号    | 財産の取得に関し議決を求めることについて   |
| 日程第 7 | 議案第 4 号    | 財産の取得に関し議決を求めることについて   |

出席議員（13名）

1番	坂本	昇君	2番	伊藤	清君
3番	島山	直人君	4番	黒沢	一成君
5番	佐々木	重勝君	6番	古舘	一章君
7番	野舘	泰喜君	8番	島山	拓雄君
9番	落合	久三君	10番	尾形	英明君
11番	阿部	吉衛君	12番	菊地	大君
13番	松本	尚美君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	山口	公正君
事務局	局長	飯岡	健志君
総務課	課長	大久保	一吉君
施設課	課長	鈴木	登志美君
消防	課長	白鳥	定良君
消防次長兼消防課	課長	里舘	敏彦君
総務課	課長	小林	達広君

---

◎開 会

- 議長（松本尚美君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松本尚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、2番、伊藤清君、3番、畠山直人君を指名いたします。

---

◎会期の決定

- 議長（松本尚美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これに異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

◎報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

- 議長（松本尚美君） 日程第3、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを報告いたします。

内容の説明を求めます。

飯岡事務局長。

- 事務局長（飯岡健志君） 報告の1-1ページをお開き願います。

報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてご報告をいたします。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されております宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項につきまして、次のページの専決処分書のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

専決処分の内容についてご説明いたしますので、次のページ、専決処分書をお開き願います。

これまで岩手県市町村総合事務組合で事務を共同処理しておりました岩手北部広域環境組合が平成28年3月31日に解散いたしましたことに伴い、岩手県市町村総合事務組合

を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分した年月日は、平成28年5月23日でございます。

なお、次のページ以降に岩手県市町村総合事務組合規約の変更に係る内容等を添付してございます。

報告1-1ページにお戻り願います。

報告の朗読は省略をさせていただきます。

平成28年5月31日提出。宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上、報告といたします。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりました。

本件については、議会が委任している事項ですが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、本件はこれで終わります。

---

◎議案第1号 し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を  
求めることについて

○議長（松本尚美君） 日程第4、議案第1号 し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 議案集の1-1ページをお開き願います。

議案第1号 し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年宮古地区広域消防等組合条例第26号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、し尿処理施設基幹的設備改良工事です。

工事場所は、宮古市千徳第14地割121の5、121の2及び中継貯留槽所在地。

契約金額は、10億9,080万円でございます。

請負者は、住所、東京都豊島区南池袋一丁目11番22号。名称、株式会社クリタス、代表取締役、黒川洋一です。

本工事の業者選定に当たりましては、昨年7月に学識経験者2名を含む8名を委員とするし尿処理施設基幹的設備改良工事事業者選定委員会を設置し、3回の委員会を開催する中で資格審査及び技術審査を行い、厳正なる審査の結果、株式会社クリタスを優先交渉権者として特定いたしました。

委員会の結果を受け、平成28年4月20日に見積徴収を行い、税抜き価格10億1,000万円。落札率99.72%。完成は平成30年3月20日を予定しております。

次に、基幹的設備改良工事の概要についてご説明申し上げますので、1－2ページをお開き願います。

主な工事概要でございますが、この工事は、施設の延命化を図るとともに、二酸化炭素排出量を3%以上削減することを目的として実施するものでございます。施設の工事等につきましては、平成25年度に実施いたしました精密機能診断の結果に基づき、経年劣化により機能回復が困難である設備・機器に加え、補修、あるいは部品交換によって機能を回復することができる設備・機器を中心に、更新及び補修を実施いたします。また、宮古市古田、岩泉町乙茂、そして田野畑村真木沢に所在する中継貯留槽の補修を実施するものでございます。

工事期間は、平成28年6月1日から658日間となります。

別紙、参考資料として、工事図面に施設位置図、全体配置図、フローシート、宮古衛生処理センターの地下1階から2階の機器配置図、第2衛生処理場の地下1階と1階の機器配置図などを添えております。各工事図面の着色部分が工事対象施設及び対象機器となります。

工事の工程についてご説明いたしますので、参考資料の10ページ、工事工程表をお開き願います。

表項目、番号2の6月からの準備期間を経て、番号4のうち生物処理設備の各施設内の水槽、番号9の土木（水槽）設備の中継貯留槽の工事に着手をし、順次、設備・機器等の更新を行い、平成29年11月には本体工事を終了する予定としております。その後、番号11の計画運転と性能試験を行い、3月の完成となる工程でございます。

以上が本議案に係るし尿処理施設基幹的設備改良工事の主な内容でございます。

議案にお戻り願います。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

平成28年5月31日提出。宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

落合久三君。

○9番（落合久三君） 1つは、選定委員会を3回開いて資格・技術の面から公募をしたということだと思うんですが、これには何者、公募に応じたんでしょうか。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 公募した段階では、2者から応募がございました。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 2者が応募してクリタスになったようですが、先ほどの説明でちょっとまだよくわからなかったのですが、審査する上で、技術点、価格点みたいな評価基準があったと思うんですが、それぞれ大別してどういうものを何点を満点として応募した基準を定めたのかということと、その結果もあわせてお願いします。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 総評の部分でございますけれども、1つは技術点、いわゆる非価格要素部分が60点でございます。価格点が40点ということで、100点満点で審査を行っております。

そのうち、非価格要素の部分につきましては、項目等が大きく4つございます。1つは施設計画・プラント計画、あるいは環境対策、次に運営・維持管理、4つ目が地域貢献という項目での非価格要素としてございます。その中で非価格要素の結果でございますけれども、60点満点中45点の評価でございました。

価格につきましては、こちらのほうで予定をしておりました価格に対してそれ以下の見積結果でございましたので、40点の満点ということで、トータルで85点という評価でございました。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） この基幹改良は、多分全国も同じような状況、同じかどうかは別に、同じような傾向があるんだと思うんですが、今、我々の議会の中、我々というのは、この議会でも常に注意しなければならない点として、今、課長が述べた詳細なことは別にして、最後の地域貢献、これは具体的にはどういうことを期待して、どういうことを記述しているのでしょうか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 今回のし尿処理施設基幹改良工事の場合ですと、割と汎用品、モーター類とか電動機類、あとは配管に必要とする鋼材等の部材の購入は地元からということで、メーカーのほうから提案されております。それ以外には、宿泊とか、あとはそれぞれの地域のイベント等の協力をしたいということで提案がされております。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） じゃ、もう一つ。

1-2のところ、施設の延命化及びCO<sub>2</sub>排出量を3%以上削減することを目的とするというふうに記述してあって、今、ごみの焼却に関するもの、し尿処理に関するもの、全てどこでもこのCO<sub>2</sub>排出量をどう抑えるかということが一つのポイントになっていると思うんですが、これは、従来は何%以上の削減で今回3%以上という、どういう違いがあったのでしょうか、最初のとくと今回。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これは、国が示しております循環型社会という部分での、その中の一つでございますが、CO<sub>2</sub>削減というのがございます。今回のこの基幹改良でございますが、このCO<sub>2</sub>3%と申しますのは、補助のいわゆる条件になってございます。3%以上で補助対象になるというものでございまして、最低限この3%はクリアしなければならないと。今回提案されましたのは、8.38%ということでのCO<sub>2</sub>削減ということになっております。電気料だけで申し上げますと、年間約500万ほどの削減、金額に換算しますと、500万ほどの削減ということになります。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） わかりました。

最後に、この事業費10億9,080万、この財源内訳を簡潔に報告してください。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） このし尿処理施設基幹的設備改良工事事業は、28年度、29年度の2カ年にわたって行われます。その中身ですけれども、3分の1が国庫補助ということで2億2,212万3,000円、これを国庫補助で予定しております。あと、残りなんですけれども、8億6,867万7,000円、こちらのほうが一般財源ということで、市町村負担というような形で予定をされております。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 一緒に聞けばよかったです、償還は何年でしょうか。

○議長（松本尚美君） 起債。

○9番（落合久三君） 起債。

○総務課長（大久保一吉君） 当組合での起債はございません。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） 今の関連でお伺いしますけれども、市町村はこれに、裏として過疎とか辺地というのは加味できるということですか、まずは。

○議長（松本尚美君） 大久保課長。

○総務課長（大久保一吉君） そのとおりでございます。

○議長（松本尚美君） 1番、坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） それから、指名業者というか、公募があったのがクリタスということと、2者と言っていました、もう一者はどこで、そして、この85点に対してどれぐらいなのか、お願いします。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 応募になりましたもう一者のお名前、社名ですけれども、クボタ環境サービスでございます。当初、こちらのほうで公募をかけたときに手を挙げていただいたんですが、その後、こちらの組合で予定します仕様書等、見積書の参考となる資料をお送りしましたところ、その時点で対応できないということでの辞退がございました。

最終的に、株式会社クリタスの1者での総合評価という形になってございます。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） こういう10億を超える事業で、1者と随契のような恰好になりましたよね。これにつきまして、法的には問題がないのかというのはいかがでしょうか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この総合評価方式と申しますのは、これは国が、特に環境省が進めている選定方法でございます、そこに準じて行ったものでございますので、問題はないというふうに思います。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） それで、公募のときにさっきの技術点と価格点とで応募したと言って、次の説明では見積書を徴収したというふうな説明に聞いたんですが、そして落札

が92%ということなので、この価格というのは最初から公募の中の基準の数字の中に入っているものではなかったのかどうかというのを確認をお願いします。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 公募の段階で、組合のほうから金額を提示しておりました。そのときの金額ですけれども、10億9,620万円の提案で出しております。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） 公募のときの条件が技術点と価格点ということで、10億9,000何がしというときには、こちらで予定している予定価格を上回ったことではないですか。そもそも、最初からそれが上がっているとすると、このクボタさんじゃないですけれども、条件が合わないというふうなことにもなりかねないですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） プロポーザルをやるに当たって、あらかじめ見積限度額といますか、予定価格を公表いたしましたして、ここに賛同できる部分ということで、先ほどのクリタスとクボタが一応手を挙げました。その後、詳細の部分で書類提出していただくということの中で、やっぱり対応できないということで、クリタスさんが残ったと。その次なんですけれども、いただいた技術、こういうことをやりたいというような中身のものをうちのほうで精査いたしましたして、再度予定価格の設定をし直したという、その技術提案書をもとに当組合で積算をし直して、それで予定価格を設定いたしました。それによって見積もりを行ったのが99.何%という部分でございました。

○1番（坂本 昇君） 終わります。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 先ほど聞けばよかったんですが、行政組合のほうで出したこの仕様の中で、最低価格はどういうふうに決めていたんでしょうか。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 最低価格の設定はしておりませんでした。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） それはなぜでしょうか。普通は最低価格もちょうんと示して、行政組合としての立ち位置というか、金額面でもするものではないかなというふうに普通は思うんですが、そこは何か特別な理由でもあったんでしょうか。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 特に理由というのはございませんけれども、プロポーザルと言われている中身の中で、このぐらいでできる、できるところということで手を挙げていただいております。その中で、委員会の審査の中で審査をしていくという中身でございまして、特に最低価格という部分については設定しておりませんでした。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 今の点とかかわりがあるんですが、最後にしますが、今、坂本委員の質問で、もう一者はクボタ環境株式会社が書類を持っていったが、途中で仕様等を見た上で辞退をしてきたということだったんですが、今、被災地の公共事業の入札につ

いては、宮古に限らず、震災から数年間は入札をしても不調に終わるとというのがどこでも続出したこともあって、しかし復興事業は急いでやらなきゃないと。そういう事情から、被災地では特に、結果として応札したのが1者であってもやろうということで進めているのが現状なんです。だけれども、それはあくまでも一時的というか、こういう時期の特殊性というか、そういうことでやっているんですが、しかし、原則は、やっぱり税金を使ってやる以上は、透明性、競争性をどう担保するかというのが大原則だと思うんです。

そこで、これは管理者である宮古市長にお聞きしますが、結果として1者のみのプロポーザルになった時点で、例えば、いや、一回これは中止すると。もう一度公告をして、広く手を挙げる業者を募るといようなことがあってもいいのではないかと。非常に重要な政策判断を伴うような問題で、今、事実上競争性がなくなって、もうどんどん随契的に、被災地では特にそういうのが多過ぎるなということが一面で問題になっているんですが、管理者である山本市長は、事実上1者だけで進めるということがわかった時点で一旦中止した上でやり直すとか、そういう選択は検討されなかったんでしょうか。

○議長（松本尚美君） 山本管理者。

○管理者（山本正徳君） 今、こういう、震災からの復興の状況でございます。それで、その中でやはり、議員がおっしゃるように不調が続いているので、入札がこういう形になっているというのが実態だというふうに思っております。

ただし、このし尿処理の問題も、これはやはり急いでやらなければならない状況でございます。そういうものを考えて、再度行っても同じような結果が出ているのがほかの事業でもありますので、そういう意味で震災と同じような取り扱いをしたということでございます。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 言わんとする意味はわかるんですが、最後にもう一度。

今後、こういうふうなものが、被災地だから、これは直接的には東日本大震災で被害を受けたためにじゃないですよ。一定の経年劣化が進んで、そのタイミングでやる。あらかじめわかっているタイミングの事業で、そういう意味では突発性はない事業なわけです。

今、問題になっているのは、やっぱりこの事業の透明性、競争性をどういうふうに担保するか。国の補助を導入しようが、形態はどうであろうが、やっぱり市民や国民の税金を使って事業を効率よいものに、品質のいいものに仕上げていくという意味で、やっぱり私は競争性をきちっと担保するというのを、こっちのほうを大原則にしなかったら、私はだめだと思います、これからの公共事業のあり方も含めて。その点で、市長の見解をもう一度聞いて終わります。

○議長（松本尚美君） 山本管理者。

○管理者（山本正徳君） 落合議員のそういう考え方もあろうかとは思いますが、この時期において、やはり震災と直接かかわらないとしても、事業を遂行するに当たってはやはりそれが難しい状況にあるのも事実でありますので、その点を考慮しまして、やはりこの事業も震災の事業と同じように、今の時期であれば進めていかなければならないと

いうふうに思って、このようにさせていただきました。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） 私は、課長さんのほうに伺いますので。

10億なりの仕事を公募で、ネットで全国的にやりながら、それをよしとして、応札と応募してきたのが2者いるわけですね。そして、精査したらだめだったというのは、どうもなかなかクボタさんについてはペナルティーがあってもいいぐらいの私は中身だと思んですが、そのときに、これについてどの部分が、例えば3%が初めから出ているから、どこの部分をもって広域さんと私の会社はなじまないなというのがあったのか、それがあったらお伺いしたいんですけども。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 私の説明不足で大変申しわけありません。

1者が途中で辞退したのは、こちらのほうで、仕様書でこういった基準での施設をつくってくださいということでお出ししているんですけども、その仕様書等を見た段階で、クボタさん側の1者のほうが、うちのほうはできないということで辞退ということですので、組合がいただいた書類を評価したということではございません、出す前に辞退したということですので。

○1番（坂本 昇君） 終わります。

○議長（松本尚美君） あと、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 し尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（松本尚美君） 日程第5、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 議案集の2-1ページをお開き願います。

議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地

区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は小型動力ポンプ付水槽車1台で、取得予定価格は税込みで5,281万2,000円です。

取得の方法は、買い入れをするものです。

契約の相手方は、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号。名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、佐藤和彦です。

購入につきましては、5月17日に5者による指名競争入札を行い、その結果、日本機械工業株式会社仙台営業所に落札となったもので、落札率は97.8%です。5月24日に仮契約を行い、納期限は平成29年3月17日を予定しております。

この車両は、山田町の全額負担でございます。

2-2ページをお開き願います。

この車両の概要ですが、配置場所は山田消防署で、型式は小型動力ポンプ付水槽車。乗車人員は3名。水槽容量は9,000リットルで、各種安全装置を備えており、主な仕様は記載のとおりでございます。

次の2-3ページに概略図を添付しております。

以上が主な内容でございます。

2-1ページにお戻り願います。

議案の朗読は省略させていただきます。

平成28年5月31日提出。宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する小型動力ポンプ付水槽車を買入れしようとするものである。

これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） これは、3件とも消防自動車ということで関連するかもしれませんが、こういう仕様を出した場合、同等品というのは当然見つからないような気がしますし、類似品というのもない場合に、そうすると、指名をすると、必ず日本機械工業さんですか、こちらに行くというふうなことになることなのか、それともこの同じものを、何というんですか、何者かさんが取り扱っていたり、製作しているので競争性があるというふうなことなのか、いかがでしょうか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、今回3件なんですけれども、各車、消防車両は特殊車両ということになりますけれども、積載器具やいろんなものが、坂本議員がおっしゃるみたいに、特定の部分もあるし、同じようなメーカーでつくっているものもございます。それで、消防本部で概算仕様書をつくりまして、そして、その中をそれで各メーカーに送付して、そして各メーカーから見積もりを徴収すると。そして、その見積書の金額、それから仕様をまた精査

します。そして、平均値を出す。平均値を出した上で、また、シャシーの価格だとか、それから艀装費、それから部品の取り付け品、附属品等をまたうちのほうでも積み増して精査します。その中である程度の金額を決めて、それからこれまでの導入実績、その部分も加味して、それで価格設定をして、そして、それを参考に予定価格を決める。そして、その予定価格を公表すると。それで、公表して入札をかけるというような形になりますので、いろんなメーカーでいろんな形はとっていますけれども、大体同等品、消防検定規格という規格がありますので、それをとっていることはそれでオーケーになりますので、いろんなメーカーでも大丈夫というような形になります。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） そうすれば、競争性は成り立っているということですね。見積もりを段階したり、精査をしたり、再設計を組んでその実績のあるところにもう一回指名通知を出して入札をしているということで、これは競争性は成り立つという。たまたま、どうしても、岩泉町でもそうなんですけど、同じところがとると、ずっとその人だけがというふうな、消防設備なり、機種の場合、あったものですから、確認をさせていただきました。終わります。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

黒沢一成君。

○4番（黒沢一成君） ただいまの説明で、予定価格を公表した後で入札というふうに聞いたんですけども、それで落札率が97.8%で、他の4者がそれ以上の価格を出してきたということなんですか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） そのとおりでございます。

○議長（松本尚美君） よろしいですか。

黒沢一成君。

○4番（黒沢一成君） 私の感覚では、もうちょっと安い値段で落札してもいいのかなと思うんですけども、97.8%でしか落札にならないというのは、儲ける率が少ないということになるんでしょうか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） ただいまのご質問ですけども、先ほどご説明しましたけれども、出してもらった見積もりの平均値、それをそのまま予定価格にすれば落札率はもっと下がるという格好、予定価格はもっと高くなると思います。平均値じゃなくて、それをまた精査して、納入実績だとかというような形を考慮して、平均値よりちょっと予定価格は下がっております。その部分で、各メーカーさんぎりぎりの入札というふうな形になると思います。

○4番（黒沢一成君） わかりました。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

---

### ◎議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長(松本尚美君) 日程第6、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白鳥消防長。

○消防長(白鳥定良君) 議案集の3-1ページをお開き願います。

議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は救助工作車Ⅱ型1台で、取得予定価格は税込みで1億1,340万円です。

取得の方法は、買い入れをするものです。

契約の相手方は、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号。名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、佐藤和彦です。

購入につきましては、5月17日に5者による指名競争入札を行い、その結果、日本機械工業株式会社仙台営業所に落札となったもので、落札率は98.6%です。5月24日に仮契約を行い、納期限は平成29年3月24日を予定しております。

この車両は、岩泉町の全額負担でございます。

3-2ページをお開き願います。

この車両の概要ですが、配置場所は岩泉消防署で、型式は救助工作車Ⅱ型。乗車人員は6名。ウインチやクレーン、各種安全装置のほか、各種救助器具を積載しており、主な仕様は記載のとおりでございます。

次の3-3ページに概略図を添付しております。

以上が主な内容でございます。

3-1ページにお戻り願います。

議案の朗読は省略させていただきます。

平成28年5月31日提出。宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する救助工作車Ⅱ型を買い入れしようとするものである。

これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

落合久三君。

○9番（落合久三君） ちょっと教えてほしくて質問しますが、今、前のやつですね、水槽車のやつと、それから今提案があった工作車、単純な言い方をしますが、水槽付きのほうの車の倍の取得予定金額になっているんですが、この仕様や何かもちょっと見て、全く素人目で言って申しわけないんですが、このウインチやクレーン等を装備しているというようなのが大きいのかなとは思って見ているんですが、この倍の価格というのは、どういうところが根本的に違うものなのかというのをちょっとかいつまんで教えてほしいんですが。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） お答えいたします。

先ほどの水槽車というのは、単純に言えば、タンクローリーでございます。大きな水槽に、9トン水槽ですけれども、そこに水を入れて、小型ポンプがついて、それで前に、火点直近についている車や何かに水を補給するだけのタンクローリー単体でございますので、それほど価格は上がっていません。

救助工作車につきましては、シャシーそのもの、それから艀装もなんですけれども、艀装費、それからクレーンとかウインチの艀装、それから中に入れている救助器具、それらがかなり高額でございますので、このぐらいの金額になってございます。

以上です。

○議長（松本尚美君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） すばらしい車でございますが、この最高の高さの到達点というのは、クレーンなり、救助工作ですから、高いところに、救助を求めている人のところも行って救助するという考えではないですか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） はしご車とは違って、救助工作車はいろんな資機材を備えていますけれども、高いところというのは、三連ばしごを備えておりますのでその部分にしかないですし、はしご車のように伸びるというようなことはないです。それから、クレーンですけれども、あくまで事故車両や何かを、2.9トンのクレーンでございますので、高く上がるとかというようなものではございません。

○1番（坂本 昇君） 失礼しました。終わります。

○議長（松本尚美君） あと、ありますか。

古館章秀君。

○6番（古館章秀君） 応札者は5者ということですが、参考までに、この5者の社名を公表いただきたいんですが。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） お答えいたします。

まず、指名は、宮古市の緊急車両の登録業者でございます、5者とも。その中で、実は、一番メーカー的に国内シェア50%を誇っておりますモリタというところがございませぬけれども、そこは今年11月16まで指名停止というような形になっておりますので、そこを除いた上位5者になります。その5者だけではなくて、東北地区に本社または営業所、県内に代理店が所在すること、それから長期にわたる製造実績、販売実績、アフターサービス等を考慮し、それから、特に15年以上走りますので耐久性を重視したり、仕様にに基づき忠実に製造、技術的トラブルがないこと等を加味しまして、登録業者の中から5者を選んでおります。

1者目は有限会社佐々木ボディー、次はジーエムいちはら工業株式会社仙台営業所、次は日本ドライケミカル株式会社東北支店、次が日本機械工業株式会社仙台営業所、次が長野ポンプ株式会社仙台営業所の5者で、メーカーが4者で代理店が1者になっております。

以上です。

○6番（古舘章秀君） 了解しました。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（松本尚美君） 日程第7、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 議案集の4-1ページをお開き願います。

議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型1台で、取得予定価格は税込みで5,346

万円です。

取得の方法は、買い入れをするものです。

契約の相手方は、住所、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目10番36号。名称、日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、佐藤和彦です。

購入につきましては、5月17日に5者による指名競争入札を行い、その結果、日本機械工業株式会社仙台営業所に落札となったもので、落札率は99.0%です。5月24日に仮契約を行い、納期限は平成29年3月3日を予定しております。

この車両は、田野畑村の全額負担でございます。

4-2ページをお開き願います。

この車両の概要ですが、配置場所は宮古消防署田野畑分署で、型式は水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型。乗車人員は6名。2,000リットルの水槽や各種安全装置を備えており、主な仕様は記載のとおりでございます。

次の4-3ページに概略図を添付しております。

以上が主な内容でございます。

4-1ページにお戻り願います。

議案の朗読は省略させていただきます。

平成28年5月31日提出。宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防活動の用に供する水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型を買い入れしようとするものである。

これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

落合久三君。

○9番（落合久三君） 最初のほうの水槽付と、今、提案のあったので仕様の中身や規格をぱっぱと見ているんですが、ちょっと目立ってここはかなり違うなと思ったのは、今提案のあった水槽の容量は2,000リットル、一番最初のやつは9,000リットルとあって、ざっと4.5倍違いがあるんですが、一番目に提案があったのと今提案があったのでは、機能上、装備上、何が、何か決定的な違いがあるんでしょうか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） お答えいたします。

今、提案させていただきましたポンプ車と言うんですけれども、それは火点直近に、火災の起きている直近に部署して、2トンの積載水がありますけれども、それらを使って初期の段階で火災を防御するという、そのためのそのほかの設備が、呼吸器だとかいろいろ、全部備えた、本当に消防ポンプ自動車でございます。

1回目にご提案させていただいたのはタンクローリーで、ただ水だけを積んで、水利を持っていくというような形の部分でございますので、用途が全く違っておりますので、ご了承よろしく申し上げます。

○議長（松本尚美君） いいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（松本尚美君） 佐々木重勝君。

○5番（佐々木重勝君） 佐々木でございます。

落合議員さんに関連してお伺いしますが、2号でも落合議員さんから聞いていただいたんでございますが、ただいまのやつは、大きな水槽、タンクを積みながら小型ポンプで、あるいは少量の水槽の中でポンプ機能を重視した部分ということで、これは地元で全額負担ということだとやかく言う部分じゃありませんが、やっぱり導入の経過と申しますか、地域の実情に合った部分なのかどうか、その辺はどんなものでしょうか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） お答えいたします。

ただいまご提案させていただいた田野畑分署に配置する水槽付ポンプ自動車でございますけれども、それは現在各署・分署に配置しておりますタンク車というか、その車両でございますして、田野畑分署の分は更新という形になります。現在使用しておりますのは平成12年3月に配置したもので、16年経過して、その更新というような形になりますので、うちの広域では、全部の署所には水槽の2トン付のこの水槽車が第一出動という形で配置しております。その部分でございます。

水槽車は、宮古消防署と山田消防署。山田消防署も、1回目にご提案させていただいたものでございますけれども、平成9年3月に配置して、19年経過して、その部分を更新するものでございます。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） 佐々木重勝君。

○5番（佐々木重勝君） もう一点だけお伺いしますが、2号と比較して、2号の場合は、仕様書と申しますか、概要を見ますと、排気量で言えば1万2,913cc、つまり大型、10トン車と言ってもいいのかなと思っておりますが、この議案4号のほうは6,403ccということで、つまり4トン車のボディーではないかなということで、単純に車だけ比較すれば、4トン車のほうが安いんじゃないかなというような感じがするわけですが、ただ、それだけに、ポンプの機材代金が高いのかなと思って、今、お聞きするわけです。事業費を見ますと、5,281万2,000円というのに対して、4号は、小さい車でありながら、ポンプが付いたばかりに5,346万というような形で高いものですから、いかにポンプが高いのかなという回答をするのかなと思って、その辺をお伺いします。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） まず、山田に配置する水槽車につきましては、タンクローリーに小型ポンプ、これは今まで2サイクルの小型ポンプを積載しておりましたけれども、今度は4サイクルで静かで環境に優しいというような形の部分の小型ポンプをつけた部分でございます。そのほかの艀装というのはほとんど、大きな艀装というのはございません。

ただ、田野畑分署に今度更新いたします速消車につきましては、もともとがA-2型の大きいポンプ車でございます。ふだん消防団の皆さん方が活動しているポンプ車、これに2トンの水槽がついたとだけいただければよろしいんですけども、それに、あとは各車両火災や何かにも該当できるように、泡消火の5リッターぐらいの、いろんな

器具を備えた部分で艀装部分も高くなっておりますので、そういった形でタンク車というのは高額、高額というか、それぐらいになります。

○議長（松本尚美君） 佐々木重勝君。

○5番（佐々木重勝君） やめようと思いましたが、単純な話、ダンプならダンプでも、10トンダンプを買って、あるいは4トンダンプを買って、その格差はつまりあるんじゃないかなと思うんですよ。それを上回るポンプのお値段なんですかというのを聞きたいんですよ。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） すみません。シャシーにつきましては、水槽車、タンクローリーですけれども、これは10トンの水を積むために、単純に言えば22トン以下ですので、今、工事関係で走っている10トンダンプ、あのようなシャシーでございます。

あと、田野畑分署に入れます水槽付ポンプ自動車ですけれども、水Ⅱ型というような形、Ⅰ型、Ⅱ型と、Ⅱ型というような形で、水槽が2トン、シャシーについては6から7トンというような形になります。

○議長（松本尚美君） よろしいですか。

○5番（佐々木重勝君） はい。

○議長（松本尚美君） 尾形英明君。

○10番（尾形英明君） 確認したいんですけれども、入札時の順番というか、日にちも含めて教えてほしいんですけれども、3案とも同じ日に入札をやっているわけですか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 時間は違いますけれども、同日でございます。

○議長（松本尚美君） 尾形英明君。

○10番（尾形英明君） 3車やって、一番最初に山田のやつ、2番目が、というような順番ですか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） ご提案させていただいた順番でございます。

○議長（松本尚美君） 尾形英明君。

○10番（尾形英明君） それで、1番目の請負率が97.8ですか、次が98.6、それで次が99、こういうふうには、要するに値段的に率が高くなっていくわけですよ。同一業者がとる場合には、1回目の部分の、要するに価格の請負率で3車できなかつたのですか。3回できなかつたんですか、同じ内容で。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） すみません、3回と言いますと、この3台を1回にということでしょうか。

○議長（松本尚美君） 尾形英明君。

○10番（尾形英明君） 業者が、3台とも同じですよ。1台目の請負率と、2台目、3台目と請負率が高くなってくるといのは、要するに、業者がもうふかせる部分を知っていて上げているんじゃないかなと思うわけです。実際、入札をやるとき、同じような中身であれば、1回目の落札額で、その率で3台ともやれるんじゃないですか。

○議長（松本尚美君） すみません、私もちょっと理解しづらいところがあるんですが……

○10番（尾形英明君） 同じような中身の問題で、請負率が3台とも違うというのは、これはおかしいわけじゃないんですけれども、おかしくとられる部分というのがいっぱい出てくるんですよ。要するに、一回やったものに同類するものであれば、最初の97.8%で全ての落札をやれるルールがあるでしょう、随意契約意識で。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） ちょっと、理解というか、申しわけございませんけれども、入札をかける前に、最初にもご説明いたしましたけれども、1台ずつ仕様も物も違うわけで、それについての予定価格も公表しておりますので、1台目が終わったから2台目、3台目もそのくらいなんだというのは、ちょっと私は理解しにくいので……。1台ずつ正規にやるのが入札だと思っておりますので、それしかちょっと、今、答えがございません。すみません。

○議長（松本尚美君） 尾形英明君。

○10番（尾形英明君） 普通、同じもので、工事もそうなんですけれども、同じような形の中で、要するに同じ業者がとるのであれば、中身によって変わるわけじゃないですよ。請負率的な部分は大体もう決まってくる。だから、1回目のやつで、97.8で落ちた。2回目は、だったらもっと上でも落ちるんじゃないかな、これも落ちた。3回目はもっと上でも落ちるんじゃないかなというような形をとられるんですよ、同じ物事、同じような入札をやった場合に。入札日が違うのであれば、わかる。同じ日に同じような形でやれば、俺は請負率というのはそんなに変わらないと思うので、要するに、一回とったのに、随意契約的な意識の中で、97.8%で次も契約してくださいよと言えるんじゃないかなと思うんです。それが随意契約の中の形でありますよ。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 今のご質問でございますけれども、結果として、同じ業者が同じぐらいの落札率でございましたけれども、これはあくまで入札の結果でございますので、入札する前に既に公告して入札しておりますので、1台目がそこを落札したから次の車両もその部分と随意契約するというのは、私はちょっと、申しわけないんですけれども、勉強不足なんだか、そこはちょっと理解できません。すみません。

○議長（松本尚美君） いいですか。

○10番（尾形英明君） いいです。

○議長（松本尚美君） 黒沢一成君。

○4番（黒沢一成君） 消防車両の場合は、艀装の部分がかなり金額的に高いものなんですけれども、参考までに、この3つの議案に対して、車両本体価格と艀装の部分の価格の割合がわかればお願いします。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） お答えいたします。

概算でよろしいでしょうか。

○4番（黒沢一成君） はい。

○消防長（白鳥定良君） 小型動力付水槽車、これは最初の山田の車でございますけれども、シャシーが1,590万ほどで、パーセンテージは29.1。艤装費は2,720万で49.8。部品取り付け等に係る費用でございますけれども、800万ちょっとでございます。割合は14.8。附属品でございますけれども、350万ほどで6.4%というような形になります。

次の救助工作車でございますけれども、シャシーについては1,600万ほど、14.3%。艤装費でございますけれども、これが5,080万、45.4%。部品取り付け等が313万、こちらが2.8%。附属品等が420万ほどで37.5%。

水槽付ポンプ自動車、田野畑分でございますけれども、シャシーが1,550万ほどで28%。艤装費が2,300万で41.5%。部品取り付け等が1,150万ほどで20.7%。附属品については540万ほどで9.8%でございます。

以上でございます。

○4番（黒沢一成君） いいです。

○議長（松本尚美君） あと……

野館泰喜君。

○7番（野館泰喜君） 答弁が迷走しているように感じておりまして、入札は一つ一つが独立した入札でありまして、その結果、結果としてたまたま同じ業者になったということだと思いますが、私が理解できなかったのは、5者の入札で、予定価格を公表しております。その結果としてこの会社が落札したわけですが、予定価格におさまったのが1者だけだという判断でしょうか。それとも、この99の間にもまだ1者あったのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 入札の結果は、5者とも予定価格内におさまっております。

○議長（松本尚美君） 野館泰喜君。

○7番（野館泰喜君） そうすると、最後の99%のほうは、99%と100%の中に5者がおさまって99に落ちたという解釈でよろしいということですね。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） そのとおりでございます。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） ちょっと、小さな問題ですみません。

実は、仕様の中に、山田だけが2ワードということで、言われてみると、田野畑は急峻だから4ワードというふうなことで、これは分署なり、消防署からの要請でこういう機種というのは決められるのか、それとも、何か基準があって、この地域はやっぱり山田のように平坦地、こういうところは四輪駆動でなくてもいいんだと。田野畑とか岩泉は四駆かもしれないし、それから岩泉のように広くともきちんとしているところはカーナビゲーションが要らなくて、田野畑のようにちょっと狭くても込み入っているところはカーナビが必要なんだというような、何か基準にするようなものがあるのかどうか、いかがなものでしょうか。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 各車種、車のシャシー等につきましては、消防本部内で、各入

る署所とも検討させていただいて仕様はつくっております。ただ、今、二駆と四駆のお話なんでございますけれども、基本的には、うちのほうの考えとすれば、救助工作車は四駆、それから水槽付ポンプ自動車、田野畑に入る、それらも今は四駆にしております。ただ、山田に入るタンクローリーですけれども、タンクローリーには何か四駆がないようで、ただ水を吐くローリーでございますので、その場に置いたというような形になっています。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） ぜひ安全性を、救助するほうもされる側も求められる率が高いと思いますので、何とかそういうようなことで、どう見てもやっぱり、二駆よりは四駆のほうが、雪道も含め、坂道も含め、安全性、それから運転するほうもそこが高まってくると思いますので、そういうようなところは、機種がないかもしれませんが、何らかの形での要請をしていくなりして、お願いをします。これは要望でございます。

○議長（松本尚美君） 白鳥消防長、答えてください。

○消防長（白鳥定良君） 使う我々もですけれども、使う方々が地元の方々でございますので、その方々のために役に立つように、今後ともいろいろ勉強させていただいて、使い勝手のいい車両を入れたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

---

### ◎閉 会

○議長（松本尚美君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成28年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時12分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

松本 尚美

署 名 議 員 伊 藤 清

署 名 議 員 畠 山 直 人